事業提案概要書

申請団体名　：　社会福祉法人　慶明会

１　施設の運営が、市民の平等な利用を確保するものであること

■管理運営にあたっての基本方針

本施設の目的である「高齢者の心身の健康及び福祉の増進を図る」ことを旨とし、広く市民に開かれた施設運営をすることで、地域における高齢者福祉ネットワーク形成の基幹的な役割を果たすことを基本方針とする。

宮崎市地域福祉計画に基づき、地域住民・組織・団体・NPO・行政などと連携し、多様な主体が協働の下、地域でともに支え合い、安心して暮らせる基盤の整備を行う。また、施設の有する機能と専門性の高いサービス、企画を融合させ、自助・互助・共助といった地域福祉計画実現に不可欠な要素を醸成する。

■市民の平等な利用の確保

管理運営業務仕様書に基づき、特定の団体や個人に有利・不利にならぬよう広報、普及活動を行う。

宮崎市の広報誌や当法人が管理するホームページを活用し、また、地域包括支援センターや関連機関に情報を提供し、効率的な利用促進を図る。

■要望、意見、苦情への対応

苦情解決対応マニュアルに基づき、迅速かつ丁寧に対応を行う。苦情解決窓口及び担当者を置き、苦情等の調査を実施する他、その解決・改善の活動を行って、施設運営の質を高める。

施設内に「ご意見箱」を設置し、常時、要望・意見・苦情に応じられるようにする。

２　施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること

■利用者サービスの向上に関する提案

１．地域及び福祉・医療に精通した職員の配置
２．ホームページ、機関誌による施設情報や健康・福祉にまつわる情報の発信
３．当法人の資源を活用した専門性の高い企画の実施と効率的な事業運営
４．施設内及びその周辺の環境整備
５．相談窓口の設置
６．他の老人福祉館情報の取得、視察
７．クラフト教室

■利用者の増加を図るための取り組みに関する提案

１．ホームページ、機関誌による施設情報や健康・福祉にまつわる情報の発信
　施設イベントや運用方法など、具体的に計画し、またその計画を施設内の掲示板やホームページ上に公開することで分かりやすい状況をつくる。
２．利用者・地域の要望を踏まえた魅力のあるイベントの開催
　利用者や地域の要望に即したイベントを企画する。近年話題となっているものや、介護・疾病予防の効果が高い内容とする。専門職による心身機能のアセスメントやモニタリングを実行し、利用者へ情報として提供する。（簡易な体力測定や栄養指導など）
３．清潔で居心地の良い空間づくり

施設内及び設備の清掃、点検等を適宜実施し、清潔な空間を保持する。運動器具、書籍、無料 wi-fi を設け、居心地の良い空間をつくる。また、高齢者が手掛けた絵画や写真、工芸品等の展示スペースを設け、閲覧の場所として提供する。

４．サービスの質、施設運営に関するアンケート調査の実施
施設が主催するイベント毎にアンケートを実施し検証する。結果や対策については、宮崎市に報告し、実態を共有する。

■施設の設置目的の理解と課題の認識

地域の高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、健康的に過ごせるよう寄与すること、また、それらの方々が安心して暮らせる地域づくりを行うことが重要な役割と認識している。従って、『健康づくり』と『安心して暮らせる地域づくり』の基盤となる考え方を啓発・支援していく２つの取り組みが必要と考える。

■設置目的に沿って施設の効用を最大限に発揮できる提案

『健康づくり・交流促進』

利用者の健康づくりについて、当法人が有するノウハウと専門職を活用し、定期的に健康づくりに関するイベントを開催する。体を動かすアクティビティと、疾病予防や栄養管理に関するセミナーを組み合わせ、体力・免疫力のアップと知識としての理解促進を図る。

『安心して暮らすための情報発信』

施設の活動や健康・福祉にまつわる情報などをホームページや広報誌を通じて発信する。その他、暮らしにまつわる情報を提供し、広く住民に理解を促す。

『人的資源の組織化』

施設を利用される方々の組織化、また、それを支援する地域住民の組織化を行うことで、支援体制の強化を図る。分散している資源を集約し、効率的な取り組みが実行できるようにする。

『居心地の良い空間づくり』

施設が衛生的で安全な空間であることと合わせ、居心地が良い環境づくりを行う。談話スペースの他、書籍コーナーや無料 wi-fi 環境、また、自動血圧測定器、健康器具を設置し、自身の健康への関心を高める。その他、囲碁、将棋などの道具を揃え、快適性を高めることで、施設滞在の時間を伸長させる。滞在時間の伸長は、人と接する機会を増やすことであり、接点を増やし、馴染みの関係づくりを促進することを目的とする。

『総合相談機能』

施設管理者については、その地域を熟知し、福祉・医療の経験豊かな職員を配置し、地域の困りごとや個別の相談ごとに対処できるようにする。助言や関連機関への連絡などを行って、問題解決やパイプ役としての役割を果たす。

３　施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること

■管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方・提案

１．当法人が有する人的、物的資源を最大限に活用し、全体的な経費を圧縮する。また、日常的に使用されている消耗品や備品の仕入先などを見直し、価格交渉によって経費を減らす。

２．施設が企画するイベントでの講師や補助スタッフの派遣ついては、当法人の職員やボランティア団体等を積極的に活用し、謝金や派遣料に関する支出を０にする。

３．光熱水費について、その推移を視認化し、それぞれの削減値を設定する。また、達成状況を職員で共有し、節減に対する意識づけを図る。

４．軽微な施設・設備の修繕については、当法人の庶務職員を活用して対処することで修繕費、

材料費等の削減を図る。

５．広報に係る費用については、当法人のホームページや掲載無料の機関誌を活用して経費を縮減する。また、宮崎市が発行する紙面や地域包括支援センターなど、公的機関が発行する機関誌へ記事掲載を依頼し、広報の媒体を確保する。

４　施設の管理を安定して行うための十分な能力を有しているものであること

■人的体制の確保

当該施設を管理する職員は、地域の実情と福祉・医療に精通した者を配置し、即応性の高い体制をとる。主に施設の管理、運営を行う常勤職員と、その補佐をする非常勤職員を２名あて、切れ目のない応対が可能な体制を整える。

■職員の能力育成（研修体制）

当法人では、計画的に研修を開催しており、専門領域と経験、キャリアに応じた研修体系を構築している。その他、コミュニティ形成や支援についてのスキルを身に付けるため、行政や社会福祉協議会等が主催する研修に参加し、専門性を高めていく。

■事業計画の実現可能性（継続性、安定性）

①地域や関係機関及びボランティアとの連携について

地域行事への参加、自治会等に加入し、地域との関係づくりを行う。地域行事、イベント等の趣旨によっては、その交流の場所として施設や敷地を開放する。関係機関（包括支援センターや周辺の高齢者施設等）へ毎月施設運営状況を提供し、利用者や地域の実情について情報を共有できるようにする。地域住民に働きかけ、協力ボランティアグループとして組織化を目指す。

②市との連携について

管理運営業務仕様書に基づき、月次報告を行う。また、管理運営業務仕様書に記載されていない懸案事項が発生した場合については、連絡をとり、円滑に対処できるようにする。宮崎市地域福祉計画やその他の施策について十分に理解し、それに基づいた運営ができるようにする。

③地域や利用者のニーズ把握

地域住民を対象に、施設運営や地域の課題等に関するアンケート調査を実施し、ニーズを把握する。また、施設内に「ご意見箱」を設置し、利用者からの直接的な意見や要望を取得する。

■申請者の安定性、信頼性

昭和 58 年に法人が設立し、主に宮崎市、国富町、日南市にて、高齢者福祉に関する事業を行っている。令和 7 年 4 月現在、約 400 名の職員が法人に従事しており、福祉・医療に関する国家資格、専門資格を保有する職員も多数在籍。地域福祉コーディネーターを各拠点に配置し、個別の介護支援のみならず、その地域福祉形成に対する取り組みも行ってきた。現在、29 の事業を運営しており、職種、サービス事業、地域ごとに組織されている様々な団体、連絡協議会等にも所属。横断的に関係機関との連携、協力が行える。法人には第三者委員会を設置。また、弁護士・税理士・社会保険労務士との顧問契約により、適正な運営体制を確保している。

５　安全管理に対する対応

■災害や不審人物の対応など危機管理に対する対応

①自然災害（地震、火災など）への対応

災害時対応マニュアルに従って対処する。消防機関や地域住民の協力の下、避難が行えるよう連絡体制を確立する。当該施設近辺の災害マップや避難場所などを施設内に掲示する。

②不審人物への対応

不審者対策マニュアルに従って、定期的な訓練を実施する。緊急時の連絡体制を確立し、速やかに通報が行えるようにする。

③設備事故への対応

施設設備使用時に発生した事故により、負傷者が発生した場合は、その状況に応じて救急搬送や医療機関への連絡などの対処を行う。

④その他、利用者の安全確保を図るための対応、時間外での対応等

安全に施設利用が行われているか確認するため、定時に館内、敷地内を巡回し、状況を把握する。予め休館日の緊急連絡先を掲示し、関係機関に伝達しておく。消防、警察、関係機関の連絡先を一覧表でまとめるとともに、予め職員連絡網を作成しておく。

６　労働福祉の状況

■雇用に対する基本的な考え方

当法人の就業規則に準じた雇用をする。その他、法人が定める福利厚生制度についても同様の取扱いとする。

７　環境保護及び障がい者雇用等の福祉政策への取組状況

■環境に配慮した施設管理

１．施設運営で使用する日用品や備品については、なるべくリサイクル可能な製品を使用する。
２．条例に基づいた処理を行い、廃棄物の分別と廃棄物そのものの減量化に努める。
３．節水、節電の目標値を設定し、成果を視認化することで、節約に対する意識づけを行う。
４．エアコンと扇風機の併用（室内温度の均一化→電気代削減）
５．入浴時間（11 時～15 時）の検証（利用状況調査及びアンケートの実施）

■障がい者の就労支援への対応

１．施設内外の環境整備について、福祉作業所を活用し、就労の場として提供。
２．障がい者就労支援理解促進について広報誌やポスター掲示を行って普及啓発。